

○須高行政事務組合職員の臨時的任用に関する規則

(令和2年3月27日)

須高行政事務組合規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第4項の規定により、職員の臨時的任用に関し必要な事項を定めるものとする。

(臨時的任用)

第2条 職員の臨時的任用については、須坂市職員の臨時的任用に関する規則（令和元年須坂市規則第16号）の例による。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。